

新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業

介護予防・健康づくり等の活動場所 提供者募集要項

★★★★空きスペース提供申込みの手引き★★★★

介護予防・健康づくり等の活動や、サロン等の交流活動を、住民主体で行っている、または、これから始めようとしている団体が安定的に活動できるよう、空きスペースを貸していただけませんか。



新宿区福祉部地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎2階
TEL : 03-5273-4193 (直通)
FAX : 03-6205-5083
E-mail : chiikihokatsu@city.shinjuku.lg.jp

ご相談も随時受け付けています。
(詳しくは4ページをご覧ください。)

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、高齢者の介護予防や健康づくり等の活動、会食や交流等の社会参加を区民が相互に担い手となって支援する場が充実していることが必要です。

そのため、高齢者が歩いて通える範囲内に、担い手となる区民が活動場所を安定的に確保できる環境を整備しなければなりません。

そこで、新宿区内には企業や施設等が多いという特徴を活かし、こうした活動のために場所（空きスペース）の提供をしてくださる法人や任意団体、個人宅などを募集し、高齢者の介護予防や健康づくり、サロン等の活動を行う団体に紹介する事業を実施しています。

※ 提供登録していただいたスペースは、提供場所の利用を希望する団体に紹介し、二者で協議していただいた上で、ルール等を定め、利用開始となります。



●●● 新宿区内に増やしたいのは、こんな「場」です ●●●

高齢者が自宅から無理なく通える範囲（自宅から徒歩 15 分程度）に、地域住民が主体になって皆で集い、介護予防や健康づくりのために体操をしたり、孤立を防ぎ、支え合いの輪を広げるために、茶菓や食事を楽しみながら交流する活動を行う場です。

活動は、月 1 回以上から毎週まで、様々な頻度で行いますが、継続的に行うことを大切にしています。

●●● 空きスペースを提供することで、できることがあります ●●●

- その場所がご近所の方同士をつなぎ、強いきすなのまちづくりに貢献します。
- 地域の方に、その企業や施設を知ってもらえます。
- スペースの提供が、地域の方との協働や、行事の共催のきっかけになります。
- ご近所に活動場所があることで、地域の高齢者が外出しやすくなります。
- 地域の支え合い活動が活性化し、まち全体が元気になります。



2 提供申込み

(1) 申込み

随時受け付けています。

(2) ご相談

ご相談しながら申込みを検討する場合や、制度に関するご相談などにより来庁される際は、予めご連絡くださるとスムーズです。

(3) 申込み方法

① 来庁による申込み

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係(新宿区役所本庁舎2階7番窓口)に下記の提出書類をご持参のうえご来庁ください。

※受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までになります。

② 郵送による申込み

表紙に記載のある住所に「地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係」宛て、下記の提出書類を郵送してください。

(4) 提出書類

① 新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録申込書(第1号様式)

② 第1号様式別紙

③ 空きスペース(活動場所)の図面

④ 空きスペースの写真

※書類は、区の公式ホームページからダウンロードできます。

【HP掲載先】

新宿区公式HP>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>新宿区地域支え合いのための空きスペース有効活用促進事業>地域の介護予防・健康づくり等の活動団体へ空きスペースを提供する事業を実施しています

3 提供者の要件

- (1) 法人、任意団体または個人のいずれも提供者になることができます。
- (2) 区内に、おおむね6畳(約10㎡)以上の活動場所を提供できること。
- (3) おおむね月2回以上かつ1年間以上継続して、活動場所を提供できること。
- (4) 利用者が安全に活動できる場所や設備を提供できること。
- (5) 提供者が任意団体の場合は、責任者が明確であること。
- (6) 暴力団(新宿区暴力団排除条例(平成24年新宿区条例第59号)(以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に属する者がいないこと。
- (7) 営利を目的としないこと。

4 団体の要件

- (1) 主な参加者を高齢者とし、高齢者の介護予防、健康づくり、フレイル予防及び会食、交流などの社会参加を目的とする活動等を、区内において地域住民等が実施する団体であること。
- (2) 月1回以上活動を実施できる又は実施が見込めること。
- (3) 活動への参加が自由であるか、または、自己の意志による入会及び退会が可能な開かれた団体であること。
- (4) 団体の代表者又は連絡責任者が明確であること。

- (5) 営利目的、宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反しない団体であること。
- (7) 団体の構成員に暴力団に属する者がいないこと。
- (8) その他、区長が認めるもの（例：区内の大学等のサークルで、区内の高齢者のための介護予防に資する活動をする団体等）。

5 提供登録

- (1) 提供者からの空きスペース登録申込みを受け、区が申込み内容及び現地の確認等を実施します。
- (2) 提供者が要件を満たしていることを確認できたときは、提供者として登録します（手続きにおおむね 1 か月かかります）。
- (3) 提供者には、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録通知書」、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録証」及び「登録ステッカー」を交付します。

※登録期間は登録決定日から、辞退届提出日または要件がなくなった日までとします。

※提供を辞退した場合や、要件を喪失した場合等は、「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供不登録通知書」により、速やかに申込者に通知します。その際は、交付した登録証及びステッカーは返還していただきます。

6 提供者の周知

区は、空きスペース及び提供者の情報についてリスト化し、チラシ及び区公式ホームページへの掲載等により、広く周知します。

※提供者が個人である場合には、個人が特定されないよう必要な配慮を行います。

7 団体との協議

- (1) 空きスペースの利用を希望する団体は、区へ「活動団体情報提供カード」と「活動場所利用希望申出書」を提出した上で、区が申込み内容を確認し、「登録団体」となります。
- (2) 区は、登録団体の希望に基づき提供者を紹介します。
- (3) 提供者は協議に先立って、提供基準例を参考に「提供基準」を作成します。その「提供基準」にそって提供者と登録団体とで二者協議し、双方が合意した内容で合意書等（「団体利用合意書例」を参考）を作成してください。

※「提供基準」及び「団体利用合意書」ともに、参考例の内容を最低限定めていただければ、その他の内容を加えることも可能です。

- (4) 合意書は双方が保有し、登録団体が合意書の写しとともに「利用報告書（第 6 号様式）」を区に提出します。
- (5) 利用予定を二者で確認した上で、スペースの利用が始まります。

8 提供開始後の手続き

- (1) 提供者は、毎年1月末までに「提供継続意向確認書（第7号様式）」と活動場所の写真を区へ提出してください。
- (2) 提供者は、変更や辞退をするときは、「提供（変更・辞退）届（第9号様式）」を速やかに区へ提出してください。

※スペースの利用実績や、事故発生時の報告書は、登録団体が提出します。

9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

- (1) 提供者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用可能時間の制限、利用可能者数の制限等の対策を講じてください。
- (2) 提供者は、利用者の安全確保のため、区が提供するチェックリストに基づき感染防止対策を徹底するとともに、感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。
- (3) 利用者と協議のうえ、スペース利用後の消毒について、合意書等に記載してください。
- (4) 提供者は感染防止対策の内容を「新宿区地域支え合いのための空きスペース提供登録申込書（第1号様式）」の別紙「その他」欄に記入してください。

10 その他留意事項

- (1) 提供者及び登録団体は、個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期し、正当な理由なく知り得た秘密を洩らさないでください。
- (2) 事故時における対応については、登録団体が物損等にも対応できる保険に加入し、提供者に了承を得ることが望ましいですが、提供者が保険加入している等、物損等への対応が可能な場合は、この限りではありません。
- (3) 利用料の設定についても、提供者と登録団体との協議により決定しますが、提供者は営利を目的としないこととします。利用料を設定する場合は、光熱費等の実費相当を想定しています。
- (4) 提供者と登録団体間に問題が発生した場合には、合意書等に基づいて二者で協議をお願いします（原則、区は関与しません）。

空きスペースの提供についてのご相談も受け付けます

- ★今すぐにはできないが、近いうちに空きスペースを提供したい・・・
 - ★申込みしたいと思うけれど、自分たちのスペースが要件を満たすかわからない・・・
 - ★空きスペースを提供したいが、不安なことがいくつかある・・・
- ・・・そんな方々のお話を伺い、必要な情報を提供します。募集要項表紙に掲載している「地域包括ケア推進係」まで、まずはご連絡ください。

